

環 環 指 第 1 6 9 号
令和元年 1 1 月 5 日

京都市環境審議会
会長 笠原 三紀夫 様

京都市長 門川



京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（仮称）について
（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り、答申いただきます
ようお願い申し上げます。

記

（諮問事項）

京都市内における建設発生土等による土地の埋立て等が適正に実施されるための条例の
あり方

(諮問理由)

建設発生土等の土砂による土地の不適正な埋立て等について、本市はこれまで宅地造成等規制法等の既存法令に基づき対処してきました。

しかしながら、大阪・関西万博関連の建設需要や多発する災害からの復旧需要の増大等に伴い土砂発生量の更なる増加が見込まれるため、不適正な土砂等の搬入の増加を警戒するとともに、土砂の流出、崩壊その他の災害の発生を未然に防ぐ対策が必要であると考えます。

このため、京都府においては、不適正な土地の埋立て等を抑止し、生活環境の保全及び災害の防止を図るため、「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部を改正し、不適正な土砂の搬入等に対する「違反行為の即時中止」や「原状回復の確保」に係る措置の強化を図る見直しが検討されております。

本市においても、同様の措置を講じることが適切であり、そのためには新たな条例の整備が必要です。

つきましては、これらの状況を踏まえ、本市が制定すべき条例の在り方について、貴審議会に諮問いたします。